

障害福祉サービス事業者等に対する行政処分について

指定障害福祉サービス事業者に対し、令和4年9月5日付けで次のとおり障害者総合支援法に基づく指定の取消しを行いました。

1 対象事業者

- (1)法人名称 株式会社CANTERA
- (2)代表者氏名 代表取締役 木曾 信介
- (3)法人所在地 東京都港区六本木7-21-24 304
アクアグループ内

2 対象事業所

- (1)事業所名称 インテリオール福島
- (2)事業所所在地 福島市置賜町8-22 置賜ビル2階
- (3)事業所番号 0710102021
- (4)サービス種類 就労継続支援A型

3 指定取消年月日 令和4年12月1日

4 指定取消理由

- (1)運営基準違反(障害者総合支援法第50条第1項第4号)
管理者としての責務を果たしていなかった。
- (2)不正請求(障害者総合支援法第50条第1項第5号)
施設外就労の算定要件を満たさないまま、訓練等給付費及び令和2年度までは施設外就労加算を不正に請求し受領していた。
また、賃金向上達成指導員配置加算について、算定要件を満たさないまま不正に請求し受領した。
- (3)虚偽の報告(障害者総合支援法第50条第1項第6号)
監査において支援記録の提出を求めたところ、改ざんした記録を提出し虚偽の答弁及び報告を行った。

5 事業者に対する経済上の措置

本件で認定している不正請求に対し、返還金の徴収を求めることとする。

6 欠格事由該当者

- 木曾 信介(株式会社CANTERA 代表取締役)
- 伊藤 泰弘(株式会社CANTERA 取締役)
- 石山 吉康(インテリオール福島 管理者)